

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年9月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400257号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400047号

第1 結論

本件訂正請求を却下する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年7月1日から同年9月22日まで

夫はA社に勤務していたが、会社設立後、2か月もしないうちに死亡してしまった。夫が死亡した時期は、会社設立直後であったため、厚生年金保険に加入していなかったとのことであった。請求期間において、夫はA社に勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 厚生年金保険法(以下「法」という。)は、被保険者(国家公務員共済組合の組合員及び地方公務員共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済制度の加入者を除く。以下同じ。)、又は被保険者であった者は、法第28条に規定する厚生年金保険原簿に記録された自己に係る年金記録が事実でない、又は記録されていないと思料するときは、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができるものと規定している(法第28条の2第1項)。

一方、被保険者、又は被保険者であった者が死亡した場合においては、法第37条の規定による未支給の保険給付の支給を請求することができる者は、死亡した保険給付の受給権者に係る厚生年金保険原簿に記録された年金記録を、遺族厚生年金を受けることができる遺族は、死亡した被保険者である者、又はあった者に係る厚生年金保険原簿に記録された年金記録について、訂正の請求をそれぞれ行うことができると規定している(法第28条の2第2項)。

そして、法に基づく保険給付は、i) 老齢厚生年金、ii) 障害厚生年金及び障害手当金、iii)

遺族厚生年金とされており、保険給付を受ける権利を有する者（以下「受給権者」という。）からの請求に基づいて、厚生労働大臣が当該権利を確認し、保険給付を行うこととなる（法第 32 条各号及び第 33 条）。

老齢厚生年金については、被保険者期間を有する者が 65 歳であること及び保険料納付済期間、保険料免除期間とを合算した期間（以下「保険料納付済等期間」という。）が 25 年以上である場合に支給するとされている（法第 42 条）。

しかしながら、請求者の夫は、請求期間当時、老齢厚生年金の受給開始年齢である 65 歳に到達していない。なお、請求者の夫の保険料納付済等期間は 300 月（25 年）以上ではない。

また、請求者の夫に係るオンライン記録によると、障害厚生年金及び障害手当金（法第 47 条ないし第 47 条の 3 及び第 55 条）に係る受給権が発生していた事実は認められない。

したがって、請求者の夫は、老齢厚生年金、障害厚生年金及び障害手当金に係る保険給付の受給権者に該当せず、請求者の夫に支給すべき保険給付はない。

一方、保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、死亡した保険給付の受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者が請求できると規定されている（法第 37 条第 1 項）。

しかしながら、上記のとおり、請求者の夫に支給すべき保険給付はないことから、請求者は未支給の保険給付の支給を請求することができる者に該当しない。

2 遺族厚生年金は、死亡した被保険者、又は被保険者であった者の遺族に支給される場所、その遺族が受給するための要件は、次のいずれかを満たす場合と規定されている（法第 58 条第 1 項各号）。

i) 被保険者が死亡した場合、又は被保険者であった者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に、初めて医師、又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）がある傷病により、当該初診日から起算して 5 年を経過する日前に死亡した場合は、死亡した被保険者、又は被保険者であった者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済等期間が当該被保険者期間の 3 分の 2 以上あること（法第 58 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）、又は死亡した被保険者、又は被保険者であった者が 65 歳未満であって、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がないこと（昭和 60 年改正法附則第 64 条第 2 項）、ii) 厚生年金保険法施行令第 3 条の 8 及び国民年金法施行令第 4 条の 6 に規定する障害等級の 1 級、又は 2 級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したとき（法第 58 条第 1 項第 3 号）、iii) 保険料納付済等期間が 25 年以上である者が死亡したとき（法第 58 条第 1 項第 4 号）。

しかしながら、請求期間当時、請求者の夫は、厚生年金保険の被保険者ではないほか、死亡日の前日における被保険者期間の合計が 430 月であるのに対し、保険料納付済等期間は 201 月であるから、保険料納付済等期間は合計被保険者期間の 3 分の 2 以上ではない。

また、請求期間当時、請求者の夫は 65 歳未満であるところ、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近 1 年間に係る各月の国民年金保険料について、全く納付していない。

さらに、前記 1 のとおり、請求者の夫が、障害厚生年金を受給していた事実は認められないほか、請求者の夫の保険料納付済等期間は 25 年以上ではない。

したがって、請求者の夫は、遺族厚生年金に係る支給要件をいずれも満たしていないことから、請求者は遺族厚生年金を受けることができる遺族に該当しない。

- 3 以上のことから、請求者は法第 28 条の 2 第 2 項に規定する未支給の保険給付の支給を請求することができる者、又は遺族厚生年金を受けることができる遺族には該当しないため、本件訂正請求は請求者適格を満たしていない者からの不適法な請求であるから、却下することが妥当である。